

十和田市 社協だより

令和2年 7月発行 第122号

目次

- ・意思疎通支援者派遣事業…………… 1～2
- ・令和2年度 事業計画…………… 3～4
- ・令和元年度 法人会員の紹介…………… 5
- ・まちかど情報局・善意の窓…………… 6



～耳が聞こえない方の声をつなぐ～ 意思疎通支援者派遣事業

十和田市社会福祉協議会では、意思疎通支援者派遣事業を開始し、新たに手話通訳者を設置しました（写真左）。

利用者の方々と笑顔で手話をしています（詳しい内容は2ページへ）。

聴覚障がいがある方の生活を支えるために……

十和田市は、令和元年12月13日に「十和田市手話言語条例」が制定され、施行されました。これは、手話が言語であると認識し、理解と普及、手話が使用しやすい環境を構築することを目指しているものです。

新たな取り組み

十和田市社会福祉協議会では、令和2年4月1日より十和田市から「意思疎通支援者派遣事業」の委託を受けました。

そこで、聴覚障がい者への支援を深めるため、専任の手話通訳者を設置し、事業を開始しました。

意思疎通支援者派遣事業

この事業は、聴覚障がい者が市役所や学校への訪問、病院受診、電話通訳が必要な場合などに、手話通訳者や要約筆記者を派遣することができま

手話通訳者・要約筆記者

現在、手話通訳者は8人、要約筆記者は1人登録されています。手話通訳者は、「派遣通訳者」と「設置通訳者」に分かれています。

「派遣通訳者」は6人で、通訳依頼の日時に合わせて派遣され、通訳業務を行います。

「設置通訳者」は十和田市に1人、十和田市社会福祉協議会に1人設置され、依頼者と「派遣通訳者」との調整を行うほか、実際に通訳に向くこともあります。

また、手話で完全にコミュニケーションをとることができない方には、「要約筆記者」を派遣し、パソコンや筆談を使用して通訳を行います。

通訳を依頼する方の状況や内容により通訳者を調整し、意思疎通の円滑化を図ります。詳細は次のとおりです。

通訳依頼申請

希望日の7日前までに十和田市社会福祉協議会へFAXやメールで申請してください。
FAX 23-33327
E-mail: hancisgn@towada-shakyo.or.jp
○費用
無料で派遣を受けられます。

手話が懸け橋に

十和田市社会福祉協議会

設置通訳者 小沢純二

手話は聴覚障がい者の年代や育ってきた環境で表現が少し異なります。きちんと伝わったかどうかの確認を忘れずに、密にコミュニケーションを図り、日々勉強をしながら通訳に臨んでいます。聴覚障がい者にとって気軽に通訳を頼める窓口として、浸透していけばうれしいです。そして、聴覚障がい者と市民の懸け橋になれるように業務に励んでいきたいです。

不便や不安のない社会へ

十和田市ろうあ協会

事務局長 平野隆一さん

なぜ通訳者が必要なのかと疑問に思われる方もいると思います。聞こえる方は、幼児の時から膨大な言葉や情報が自然に耳から脳に伝わり、蓄積されます。そしてコミュニケーションもスムーズにできます。

しかし、私たち聴覚障がい者には、そのような情報は全く入ってきません。この差はとても大きく、生活での不便となって現れます。耳が聞こえる方が、突然全く聞こえなくなったら、おそろしく恐怖と不安を覚えると思います。

聴覚障がい者にとって手話・要約筆記者を用いてのコミュニケーションは、命にもかかわるものです。

十和田市社会福祉協議会に新たに手話通訳者が設置されたことで、不安が取り除かれて安心して暮らすことができます。この事業がより多くの聴覚障がい者に活用され、市民の皆さんにも広く知ってもらえることを期待します。

令和2年度 十和田市社会福祉協議会 事業計画

十和田市社会福祉協議会は、「住民が支え合い、誰もがその人らしく健やかで安心して暮らせる とわだ」の基本理念の実現に向け、役員一丸となって各事業を展開します。

1 環境づくりの推進

◎ふれあい相談所事業

日常生活上の相談（来所・電話・メール）に応じ、心配ごとの改善・解決を図ります。また、相談員は研修により資質向上に努めます。

◎広報・啓発事業

「社協だより」の発行やホームページにより社会福祉に関する情報の提供や本会の事業の紹介・説明を行います。

◎生活福祉資金貸付事業

低所得者、障がい者、高齢者、離職者を対象に資金の貸付により、生活の安定と向上を図ります。

◎たすけあい資金貸付事業

最低生活を脅かされる恐れのある低所得者に対し、応急援護資金の貸付を行います。

◎日常生活用具貸出事業

車いす・介護用ベット・シルパーカーを貸し出します。

◎福祉安心電話サービス事業

在宅の高齢者世帯等を対象に、福祉安心電話機器を設置し、緊急時の安心の確保とふれあいや孤独感の解消を図ります。

◎日常生活自立支援事業

認知症や知的・精神障がい等により、判断能力が不十分な方に対する福祉サービスの利用援助と日常的金銭管理・書類等の預かり支援を行います。

◎成年後見事業

能力低下後の生活において、本人の利益を保護し、安心した生活が継続できるよう、法人として後見人受任を行います。

◎福祉サービス苦情解決第三者委員設置事業

本会の各種福祉サービス利用者からの苦情を適切に受付し解決するため、第三者委員会を設置します。

◎フードバンク・サポート事業

困窮状態にある要援護者を対象に、最低限の食事を現物で給付し、危機回避を図ります。

◎意思疎通支援者派遣事業

意思疎通を図ることに支障のある方々に対し、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

2 地域づくりの推進

◎一人暮らし高齢者ふれあい事業

70歳以上の高齢者を対象に、講話やレクリエーション等を通して、孤独感の解消を図ります。

◎夏休み寺子屋事業

児童の夏休み期間に地域の集会所等を活用し、ボランティアの見守りによる「学び・遊び・伝え」を提供し、健全育成と子育て支援を行います。

◎高齢者健康体力維持支援事業

高齢者の心身の健康・体力維持及び増進を図るため、ふれあいのあるスポーツ交流会を行います。

◎ふれあい・いきいきサロン事業

高齢者等を対象に、地域の集会所等の身近な場所を活用し、仲間づくり、出合いづくりを行います。

◎十和田市地域福祉ほのほの交流事業

高齢者や障がい者等を対象に、ボランティアが訪問活動等により見守り支え合う体制を構築します。

◎ゆめ色フェスティバル事業

障がい者福祉を増進することを目的に、団体・施設・関係機関等との連携により開催します（11/21開催予定）。

◎手話を学ぶ機会の提供事業

手話を学ぶ機会を提供し、手話講習会、手話奉仕員養成研修会を開催します。

◎十和田市社会福祉大会事業

社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰・感謝する式典を行うとともに、社会福祉の今日的課題等について理解を深めます（10/21開催予定）。

◎あんしんネットワーク構成員の集い事業

本会の在宅福祉サービス利用者及び協力員等が一堂に集い、福祉に関する情報を周知し、地域のネットワーク強化を図ります。

◎発達障がい理解の事業

発達障がいに対する理解を深め、地域の見守りある体制を整備することを目的に講演会を開催します。



令和元年度開催の発達障がい理解の講演会。



まちかど情報局

このコーナーは、市民の皆様には様々な分野の情報を知っていただくコーナーです。十和田市消費生活センターより消費生活に関する情報を全6回でお知らせします。
4回目は「消費者トラブル」について紹介します。

消費者トラブルにあわないために

★ あなたは大丈夫？ だまされタイプ診断 ★

※2019年版「くらしの豆知識」
(国民生活センター)より

- ◆詐欺には絶対にあわない自信がある
- ◆信用できない人かどうかは見ればわかる
- ◆儲かる話といわれたらとりあえず話はきく

自信家タイプ

判断力に自信のあるあなたは被害に気付きにくく、周囲の忠告も無視しがち。自信があっても**お金を支払う前に消費生活センターや専門家に相談する**など慎重に考えましょう。

- ◆知人・友人からすすめられると断れない
- ◆まわりには人をだますような人はいないと思う
- ◆著名人や立派な肩書がある人の話はい信じてしまう

お人よしタイプ

お人よしのあなたは疑問に思っても「うんなんて失礼」と信じて従いがち。**お金がからむ話のときは損得にかかわらず警戒し、冷静に判断する**よう心がけましょう。

- ◆見栄や世間体を気にして言えなくなることがある
- ◆自信たっぷりに言われると納得してしまふ
- ◆多少なら、自分が損しても相手を怒らせたくない

流されタイプ

感情に流されてだまされてしまうタイプ。相手に同情したり、断るのが怖くなり、場を収めようとして押し切られがち。**説得に根負けしないストレス耐性**を身につけましょう。

「う」「そ」「こ」「け」で悪質業者撃退！

- 「う」** うのみにしない。うまい話にはのらない。業者の言葉を信用しない。うまい話には裏がある。
- 「そ」** 相談する。少しでも迷ったら、おかしいと思ったらまず相談。
- 「こ」** 断る。あいまいな返事や「結構です」「いいです」では伝わりません。断るときはきっぱりと。
- 「け」** 契約は慎重に。契約内容を確認し、十分に検討を。その場ですぐに契約しない。

こんな言葉は要注意！

- ・無料
- ・体にいい、健康にいい
- ・必ずもうかる
- ・高値で買い取る
- ・被害金を取り戻す
- ・ご家族が喜びますよ

困ったときにはお電話ください

十和田市消費生活センター
☎0176-51-6757

十和田市西十二番町6-1
十和田市役所本館1階
相談受付 月～金 8:30～16:30
(土日祝日、年末年始は休み)

善意の窓

令和元年12月1日～
令和2年6月5日受付分
※社会福祉協議会への寄附は税制上の優遇措置が認められています。

【福祉基金】

- ・全日本舞踊協会公認 橋若彦流家元二代目 心舞踊ローズ会 会主 橋 若之進 様…………… 10,000円
- ・ベルアンサンプル「カリヨン」
代表 藤原つや子 様…………… 7,400円
- ・南小稲町内会 会長 米田 正美 様…………… 5,273円
- ・匿名 3件…………… 101,003円

【物品寄附】

- ・社開成会十和田つくし保育園 様…手作り布マスク100枚
→十和田市社会福祉協議会職員、生活支援員他へ
- ・ポラリス・フラ
代表 下山恭美子 様…手作り布マスク100枚
→一人暮らし高齢者の方々へ
- ・アールテック株式会社 様……消毒用酸性電解水10L1箱
→十和田市社会福祉協議会へ



十和田つくし保育園保育士さん
たちによる手作り布マスク



十和田市社会福祉協議会江渡恵美会長(右)へ
手作り布マスクを渡すポラリス・フラの皆さん
(左4人)

十和田市社協だより 令和2年7月発行 第122号

編集・発行 社会福祉 法 人 十和田市社会福祉協議会

社会福祉協議会のホームページでも「社協だより」をご覧ください。ご意見・ご感想をぜひお寄せください。

〒034-0011 青森県十和田市稲生町18-33 市民交流プラザ内

E-mail: welfare@towada-shakyo.or.jp

ホームページ: <http://towada-shakyo.or.jp>



十和田市社協 検索



この広報は、赤い羽根共同募金の配分金で作成しました